

市民説明会後の逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）修正箇所

頁	項目	修正内容	
11	表3.1.1 ごみ処理の沿革	平成30年 中間処理関係	(追加) ・葉山町からの可燃ごみの全量受入れ開始
		令和元年 中間処理関係	(追加) ・葉山町の容器包装プラスチック処理の事務委託開始
		令和2年	新たに追加
38	4 県内他市町村とのごみ処理統計指標の比較 (追加)	統計指標の説明： 神奈川県一般廃棄物処理事業の概要（統計資料）におけるごみ処理費の算出は、処理及び維持管理費（通常の処理に係わる人件費、燃料費、光熱費、薬品費、修繕費等維持運営費及び車両等購入費、収集・運搬、中間処理、最終処分、検査等の委託費等）から算出されます。 この統計資料におけるごみ処理費の算出には、建設・改良費（一般廃棄物処理施設の整備に係る経費）や地方債還額を含まず、処理及び維持管理費のみから算出されるため、地方債を活用し、中間処理施設や最終処分場を自ら建設した市町村のごみ処理経費が、見かけ上安くなる傾向にあります。	
42	(2) ア 安定的・効率的な処理体制の整備 (修正)	廃棄物処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）は、市民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、感染症等が流行した場合であっても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。本市及び委託の一般廃棄物処理事業者等の体制整備や感染防止策等を検討し、事前の準備を進めるとともに、事業継続のために必要な対策に取り組んでいきます。	
43	(3) ウ 広報活動の充実 (修正)	循環型社会形成に必要な発生抑制、再使用、再生利用等の情報について、市民、事業者にわかりやすく、広報ずし、逗子市のごみと資源物の出し方（CUZ）、ホームページ、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）等で提供するほか、施設見学等も行っていきます。また、「出前型説明会」を市内自治会・町内会等団体の要請に応じて実施していきます。広報戦略について、市民、事業者から意見をいただきながら、相互に情報発信できる体制を検討します。	
53	(2) 収集・運搬体制 (追加)	イ 収集・運搬車両等に係る温室効果ガスの排出抑制 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする」との政府方針（2020年10月）を受け、市では、収集・運搬車両による温室効果ガスの排出を抑制するため、収集・運搬車両の更新の際には、電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、燃料電池車（FCV）の導入を検討します。	
59	(2) 在宅医療廃棄物の処理 (追加)	(「(2) 災害廃棄物対策」を「(3) 災害廃棄物対策」と変更) 在宅医療廃棄物の処理は、環境省の通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」（平成17年9月8日）に基づく処理の役割分担を基本とします。併せて「在宅医療廃棄物適正処理ガイドライン（平成20年2月）」を参考に、在宅医療に伴う注射針等の医療廃棄物については、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。	
61	表4.1.1 生活排水処理形態別の人口の実績（下部注釈を修正）	*平成30年度から許可制に変更。平成30年度以降、水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口の実態把握が困難なため、同人口は平成27年度から平成29年度間のし尿及び浄化槽汚泥の発生原単位を基に推計した人口となっています。 なお、水洗化とは、し尿を公共下水道及び浄化槽等によって水洗トイレで処理していることで、非水洗化とは、汲み取りによって処理し、水洗化をしていないことです。また、生活雑排水とは、台所、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。	
72	(1) 2市1町ごみ処理広域化実施計画 (追加)	上記施策によるごみ排出量等への影響は、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」（平成2年8月）資料2 可燃ごみ量の将来予測による。	
	(2) 新たな施策 (追加)	ア 燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類の分別による資源化の推進 燃やすごみ中に含まれる資源化可能な紙類の分別による資源量算出式 紙類の資源化量＝燃やすごみ量×紙類の組成割合（38.0%）×紙類の中の資源可能な紙の割合（39.4%）×分別協力率（計画最終年度で60%） イ 家庭での食品ロスの削減 家庭での食品ロス量の算出式 家庭からの食品ロス量＝燃やすごみ量×生ごみ（厨芥類）の組成割合（35.4%）×生ごみ中の食品ロスの割合（38%）×分別協力率（計画最終年度で60%） ※生ごみ中の食品ロスの割合は、他市事例を参考。	

(注) なお、数値の誤り等の訂正箇所は、ホームページの令和2年度第2回逗子市廃棄物減量等推進審議会資料に掲載しています。